

10792P-00

2024
年度版



よくわかる
社労士

合格テキスト

2 労働安全衛生法

TAC社会保険労務士講座編著

社労士試験に

本気で合格するための



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Web 順次
で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1間にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和5年9月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、2024(令和6)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

1. リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

【令和6(2024)年4月1日施行】

- (1) リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければならないこととされました。
- (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間(がん原性物質のばく露の状況は30年間)保存しなければならないこととされました。
- (3) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等(医師または歯科医師)が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこととされました。
- (4) (1)の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならないこととされました。
- (5) (3)(4)の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間(がん原性物質に関する健康診断は30年間)保存しなければならないこととされました。

▶ 第3章第2節で学習します。

2. 化学物質管理者の選任の義務化

【令和6(2024)年4月1日施行】

リスクアセスメント対象物の製造・取扱い、または譲渡・提供をする事業場（業種・規模要件なし）は、事業場ごとに、化学物質管理者を選任しなければならないこととされました。ただし、一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。

➡ 第3章第2節で学習します。

3. 保護具着用管理責任者の選任の義務化

【令和6(2024)年4月1日施行】

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、保護具着用管理責任者を選任しなければならないこととされました。

➡ 第3章第2節で学習します。

4. 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

【令和6(2024)年4月1日施行】

- (1) 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができることとされました。
- (2) 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととされました。

➡ 第3章第2節で学習します。

5. 雇入れ時等教育の拡充

【令和6(2024)年4月1日施行】

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定が廃止されました。これにより、危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならないこととなります。

➡ 第4章で学習します。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

第3章 第1節 機械等に関する規制

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえます。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

3

定期自主検査

① 定期自主検査

(法45条1項、2項、法54条の3,1項)

A



- I 事業者は、**ボイラー**その他の機械等で、政令で定めるものについて、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。
- II 事業者は、**自主検査**のうち**特定自主検査**を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は**検査業者**(厚生労働省又は都道府県労働局に備える**検査業者名簿**への登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について**特定自主検査**を行う者)に実施させなければならない。

趣旨

機械等の安全を確保するためには、前述したさまざまな規制に加えて、事業者が当該機械等の使用過程において一定の期間ごとに自主的にその機能をチェックし、異常の早期発見と補修に努める必要がある。本条は、このような趣旨から設けられた規定である。

Check Point!

- 特定機械等は、特定自主検査の対象とはされていない。

1. 定期自主検査

政令で定める機械等について、その安全を確保するため
業務付けられている自

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

- 下線:問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。
- Advice:講師の視点で解答テクニック等を記載しています。

問題チェック

H19-9C

派遣中の労働者に関する安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は、派遣元の事業の事業者（派遣元事業者）のみに課せられているが、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣元の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

解答 X

法11条、法17条、労働者派遣法45条3項、同令6条4項

設問の義務は、派遣先の事業者にのみ課せられている。

Advice

【例】安全管理者の場合

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を除いた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要があり、派遣先の事業場においては、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要がある。

・設置規模

事業者は、**業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生委員会を設けなければならぬ。** (H29-9B) (R4-10A) (令9条)

参考【衛生委員会の調査審議事項（付議事項）】

上記ivの「労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項」には、次の事項が含まれる。

「生に関する規程の作成に関すること。

「第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

「全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。

「生教育の実施計画の作成に関すること。

「規格化学物質等の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

「環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

「期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の厚生労働省令の規則に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の立てに関すること。

「労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。

「時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること。

「労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立に関すること。

「第28条の2第1項、第2項及び第8項（ばく露の程度の低減等）の規定により講ずること。

「第28条の2第3項及

参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題実績です。

●改正 改正

直近の改正点で重要なところに付しています。

卷末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを卷末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

● 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきものではなく、一つの事業とし、場所とすること。
は、原則としてそれぞれ別個の
→「場が代りあえない
が決してない」
にする部門が存する場合に、
動者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
目的等	☆	★☆	☆	☆	★☆	★	☆	☆	★	
大規模事業場の安全衛生管理体制	☆		★	☆		★		☆		
小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制				☆					☆	
委員会	☆			☆					☆	
建設業等における安全衛生管理体制									☆	
大規模作業の安全衛生管理体制						☆	☆			
小規模作業の安全衛生管理体制									☆	
教育及び援助	☆									
事業者の講ずべき措置		☆	☆		☆	☆	★☆	★		
元方事業者の講ずべき措置	☆	☆				☆			☆	
注文者の講ずべき措置等						☆				★
特定機械等に関する規制										☆
構造規格等の具備を要する機械等に関する規制					★	☆				
定期自主検査					☆					
危険・有害性が判明している物質に関する規制				★					☆	
危険・有害性が不明である物質に関する規制									☆	
就業制限等	★	☆							★	
安全衛生教育	☆						☆		★	
作業環境測定										
健康診断の種類等		☆				☆				
一般健康診断	☆					☆	★			☆
特殊健康診断					☆					
その他の健康診断										☆
記録の保存及び事後措置等	★	☆				☆				☆
面接指導		☆					☆			
心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック制度）			★		☆					
健康管理手帳及びその他の措置			★							★
特別安全衛生改善計画等	★									
計画の届出等										
監督組織等				☆	☆			☆		
雑則等	☆			☆			☆	☆		☆

目 次

はじめに／(3) 法改正ポイント講義／(4)
本書の構成／(6) 本書の効果的な活用法／(8)
本試験の傾向／(10)

第1章 総 則／1

1 目的等	2
① 目的  A	2
② 定義  A	3
③ 適用範囲  B	4
④ 事業者等及び労働者の責務  A	9
⑤ 共同企業体〔ジョイント・ベンチャー(JV)〕  B	10
⑥ 労働災害防止計画  C	11

第2章 安全衛生管理体制／13

第1節 全産業の安全衛生管理体制／15

1 全産業の安全衛生管理体制	16
① 概要  A	16
2 大規模事業場の安全衛生管理体制	18
① 総括安全衛生管理者  A	18
② 安全管理者  A	20
③ 衛生管理者  A	24
④ 産業医  A	27
3 小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制	35
① 安全衛生推進者・衛生推進者  A	35
② 作業主任者  A	37
4 委員会	41
① 安全委員会  A	41
② 衛生委員会  A	43
③ 安全衛生委員会  A	45
④ 委員会の運営  A	47

第2節 建設業等における安全衛生管理体制等／49

1 建設業等における安全衛生管理体制	50
① 概要  B	50
2 大規模作業の安全衛生管理体制	51
① 概要  B	51

② 統括安全衛生責任者 A	51
③ 元方安全衛生管理者 A	54
④ 安全衛生責任者 A	56
③ 小規模作業の安全衛生管理体制	58
① 概要 B	58
② 店社安全衛生管理者 B	58
④ 教育及び援助	61
① 安全管理者等に対する教育等 B	61
② 国の援助 B	61

第3節 危険・健康障害の防止措置／63

① 事業者の講ずべき措置	64
① 危険防止措置 B	64
② 健康障害防止措置 B	64
③ 健康保持等の措置 B	65
④ 労働災害防止措置及び作業中止等の措置 B	65
⑤ 重大事故発生時の安全確保措置 B	66
⑥ 技術上の指針の公表 B	66
② 元方事業者の講ずべき措置	67
① 元方事業者の講ずべき措置 A	67
② 建設業の元方事業者の講ずべき措置 A	67
③ 特定元方事業者の講ずべき措置 A	68
④ 製造業の元方事業者の講ずべき措置 A	70
③ 注文者の講ずべき措置等	72
① 注文者の講ずべき措置 B	72
② 機械等貸与者等の講ずべき措置 B	73
③ 建築物貸与者の講ずべき措置 B	75
④ 重量表示 B	75

第3章 機械等及び危険・有害物／77

第1節 機械等に関する規制／79

① 特定機械等に関する規制	80
① 特定機械等 A	80
② 製造の許可 A	81
③ 都道府県労働局長等の検査 A	81
④ 労働基準監督署長の検査 A	84
⑤ 使用等の制限 A	85
⑥ 検査証の有効期間と性能検査 A	86
② 構造規格等の具備を要する機械等に関する規制	87

① 概要	C	87
② 構造規格等の具備を要する機械等の譲渡制限等	A	87
③ 動力駆動機械等の譲渡制限等	A	88
④ 個別検定	B	88
⑤ 型式検定	B	90
⑥ 回収等の命令	B	92
③ 定期自主検査		94
① 定期自主検査	A	94

第2節 危険・有害物に関する規制／97

① 危険・有害性が判明している物質に関する規制		98
① 製造等の禁止	B	98
② 製造の許可	B	100
③ 表示等	B	101
④ 文書の交付等	B	103
⑤ 表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等	A	105
⑥ 表示対象物及び通知対象物以外の調査等	A	110
② 危険・有害性が不明である物質に関する規制		112
① 新規化学物質の有害性の調査	B	112
② 調査の省略	B	113
③ 有害性の調査の指示	B	115

第4章 就業管理／117

① 就業制限等		118
① 就業制限	A	118
② 免許	A	120
③ 技能講習	B	125
④ 中高年齢者等についての配慮	B	125
② 安全衛生教育		126
① 種類等	B	126
② 雇入れ時・作業内容変更時の教育	A	126
③ 特別教育	A	128
④ 職長教育	A	130
⑤ 教育の努力義務	B	132

第5章 健康の保持増進のための措置／133

第1節 作業環境測定／135

① 作業環境測定		136
① 作業環境測定の実施	A	136

第2節 健康診断等 / 141

1 健康診断の種類等	142
① 健康診断の種類 A	142
② 健康診断全般に関する通達等 A	143
2 一般健康診断	145
① 雇入れ時の健康診断 A	145
② 定期健康診断 A	146
③ 特定業務従事者の健康診断 A	148
④ 海外派遣労働者の健康診断 A	150
⑤ 給食従業員の健康診断 A	151
3 特殊健康診断	152
① 特別の項目による健康診断 A	152
② 歯科医師による健康診断 A	154
4 その他の健康診断	155
① 臨時健康診断 A	155
② 労働者指定医師による健康診断 B	155
③ 自発的健康診断 A	156
5 記録の保存及び事後措置等	158
① 記録の作成・保存 A	158
② 定期健康診断結果報告 A	159
③ 事後措置等 A	160
6 面接指導	164
① 種類 A	164
② 長時間労働者に対する面接指導 A	166
③ 研究開発業務従事者に対する面接指導 A	169
④ 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する面接指導 A	171
7 心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック制度）	174
① 背景 B	174
② 心理的な負担の程度を把握するための検査等 A	176
8 健康管理手帳の交付及びその他の措置	181
① 健康管理手帳 B	181
② 病者の就業禁止 B	182
③ 受動喫煙の防止 B	183
④ 作業時間の制限 B	184
⑤ その他の努力義務 B	184

第6章 特別安全衛生改善計画等、監督等及び雑則等 / 187

① 特別安全衛生改善計画等	188
① 特別安全衛生改善計画 	188
② 安全衛生改善計画 	190
③ 安全衛生診断 	190
④ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント 	191
② 計画の届出等	194
① 届出の種類 	194
② 危険・有害機械等設置等の届出 	194
③ 大規模建設業の仕事の届出 	196
④ 一定建設業等の仕事の届出 	197
⑤ 有資格者の参画 	198
⑥ 計画の審査 	199
⑦ 工事開始差止命令等 	199
③ 監督組織等	200
① 労働基準監督署長及び労働基準監督官 	200
② 産業安全専門官及び労働衛生専門官 	200
③ 労働衛生指導医 	201
④ 厚生労働大臣等の権限 	202
⑤ 労働者の申告 	203
⑥ 使用停止命令 	203
⑦ 講習の受講の指示 	204
⑧ 報告等 	205
④ 雜則等	209
① 雜則 	209
② 不服申立て 	211
③ 罰則 	212

資料編 / 215

第1章 総 則

① 労働安全衛生法に基づく規則	216
-----------------	-----

第2章 安全衛生管理体制

① 総括安全衛生管理者・鉱山に関する特例	216
② 安全管理者・特殊化学設備を設置する事業場	216
③ 産業安全の実務	216
④ 専任の安全管理者	216
⑤ 危険防止装置	217
⑥ 健康保持等の措置	217
⑦ 重大事故発生時の安全確保措置	218

⑧労働者の遵守義務	218
⑨安全基準及び衛生基準	218

第3章 機械等及び危険・有害物

①特定機械等	219
②製造許可	220
③許可基準等	220
④製造時等検査（都道府県労働局長による製造時等検査の実施）	220
⑤有効期間の延長	220
⑥製造許可物質の製造の許可	220

第5章 健康の保持増進のための措置

①受動喫煙の防止	221
----------	-----

第6章 特別安全衛生改善計画等、監督等及び雑則等

①自主的活動の促進のための指針	221
②労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する指針の目的	222

● 索引／223

● 条文索引／227

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 労働安全衛生法
法別表	→ 労働安全衛生法別表
令	→ 労働安全衛生法施行令
令別表	→ 労働安全衛生法施行令別表
則	→ 労働安全衛生規則
則別表	→ 労働安全衛生規則別表
有機則	→ 有機溶剤中毒予防規則
特化則	→ 特定化学物質障害予防規則
高圧則	→ 高気圧作業安全衛生規則
石綿則	→ 石綿障害予防規則
機械検定則	→ 機械等検定規則
クレーン則	→ クレーン等安全規則
コンサルタント則	→ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則
ゴンドラ則	→ ゴンドラ安全規則
ボイラー則	→ ボイラー及び圧力容器安全規則
電離則	→ 電離放射線障害防止規則
鉛則	→ 鉛中毒予防規則
四アルキル則	→ 四アルキル鉛中毒予防規則
登録指定省令	→ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令
労基法	→ 労働基準法
労災法	→ 労働者災害保償保険法
労働者派遣法	→ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
基発	→ 厚生労働省労働基準局長名通達
発基	→ 厚生労働省労働基準局関係の労働事務次官名通達
基収	→ 厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
厚労告	→ 厚生労働省告示
労告	→ (旧) 労働省告示

第1章

総則

1 目的等

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 適用範囲
- ④ 事業者等及び労働者の責務
- ⑤ 共同企業体
〔ジョイント・ベンチャー（JV）〕
- ⑥ 労働災害防止計画

1

目的等

① 目的 (法1条)

重要度
A



労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、**労働災害の防止**のための**危害防止基準**の確立、**責任体制の明確化**及び**自主的活動の促進**の措置を講ずる等その**防止**に関する**総合的計画的な対策**を推進することにより職場における**労働者の安全と健康**を確保するとともに、**快適な職場環境の形成**を促進することを目的とする。R元-選D

沿革

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中心として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）および第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立した（昭和47年6月に成立し、一部を除き同年10月から施行）。

・労働基準法との関係

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の**労働条件**の重要な一端を占めるものであり、第1条【目的】、第3条第1項【事業者の責務】、労働基準法第42条【労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任】等の規定により、労働安全衛生法と**労働条件**についての一般法である労働基準法とは**一体として**の関係に立つものであることが明らかにされている。したがって、労働基準法の労働憲章的部分（具体的には第1条から第3条【労働条件の原則・労働条件の決定・均等待遇】まで）は、労働安全衛生法の施行にあたっても当然その基本とされなければならない。

H29-8E

(昭和47.9.18発基91号)

2 定義 (法2条)

重要度
A

★★★

労働安全衛生法において、用語の意義は次のとおりとする。

- i 「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

H28-9B

- ii 「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。H28-9A R3-8A

- iii 「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。H26-8ア

- iv 「化学物質」とは、元素及び化合物をいう。

- v 「作業環境測定」とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。H30-選D

Check Point!

- 法人の代表者は労働安全衛生法に規定する事業者ではない。

1. 事業者

「事業者」とは、その事業における経営主体のことをいい、したがって、個人企業にあってはその事業主個人、法人企業であれば法人そのものを指すことになる。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。なお、法人の代表者は事業者ではない。H27-選D H28-9A

(昭和47.9.18発基91号)

2. デザイン

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。(昭和50.8.1基発448号)

3. サンプリング

「サンプリング」とは、測定しようとする物の捕集等をいう。

(同上)

4. 分析（解析を含む。）

「分析（解析を含む。）」とは、サンプリングした試料に種々の理化学的 operation を加えて、測定しようとする物を分離し、定量し、又は解析することをいう。なお、「解析」とは、騒音計、温度計などの物理的測定機器を用いて物象の状態を分析することをいう。

(昭和50.8.1基発448号)

③ 適用範囲 (法115条、昭和47.9.18発基91号) B

1 適用除外



労働安全衛生法は、**同居の親族のみ**を使用する事業または事務所を除き、原則として**労働者**を使用する全事業について適用されるが、次の i から iii に掲げる者については**適用されない**。R2-9A

- i 家事使用人 R2-9A
- ii 船員法の適用を受ける船員
- iii 国家公務員

なお、**鉱山保安法**第2条第2項および第4項の規定による**鉱山の保安**（衛生に関する**通気**および**災害時の救護**を含む。）については、第2章 [労働災害防止計画] の規定を除き、労働安全衛生法の規定は**適用されない**。

Check Point!

- 鉱山保安法の適用を受ける鉱山における保安（安全確保）については鉱山保安法の規定が適用され、労働安全衛生法の規定は、保安以外の事項（例えば通気を除く衛生に関する事項）について適用される。

1. 事業場の範囲

労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、同法による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。

R2-9B R3-9ア (昭和47.9.18発基91号)

2. 事業場の業種のとらえ方

事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経

営や人事等の管理事務をもっぱら行っている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。

たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法施行令第2条「総括安全衛生管理者を選任すべき事業場」第3号の「その他の業種」とする。 **H28-9C**

(昭和47.9.18発基91号)

問題チェック

H29-9A

次に示す業態をとる株式会社のX市にある本社には、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医を選任しなければならない。なお、衛生管理者及び産業医については、選任の特例（労働安全衛生規則第8条及び同規則第13条第3項）を考えないものとする。

- ・X市に本社を置き、人事、総務等の管理業務と営業活動を行っている。

使用する労働者数 常時40人

- ・Y市に工場を置き、食料品を製造している。

工場は24時間フル操業で、1グループ150人で構成する4つのグループ計600人の労働者が、1日を3つに区分した時間帯にそれぞれ順次交替で就業するいわゆる4直3交替で、業務に従事している。したがって、この600人の労働者は全て、1月に4回以上輪番で深夜業に従事している。なお、労働基準法第36条第6項第1号に規定する健康上特に有害な業務に従事する者はいない。

- ・Z市に2店舗を置き、自社製品を小売りしている。

Z1店舗 使用する労働者数 常時15人

Z2店舗 使用する労働者数 常時15人（ただし、この事業場のみ、うち12人は1日4時間労働の短時間労働者）

解答 **×** 法10条1項、法12条1項、法13条1項、令2条3号、令4条、令5条、昭和47.9.18発基91号

労働安全衛生法は事業場を単位として適用することとされているため、X市にある本社の労働者数は常時40人となり、業種は令2条3号の「その他の業種」に該当する。したがって、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医のいずれも選任する必要はない（総括安全衛生管理者等の選任については、第2章を参照）。

2 派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分 (労働者派遣法45条)



派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分は、次表のとおりである。

項目	派遣元	派遣先
総括安全衛生管理者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
安全管理者		<input checked="" type="radio"/>
衛生管理者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
産業医	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
作業主任者		<input checked="" type="radio"/>
安全衛生推進者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
衛生推進者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
安全委員会		<input checked="" type="radio"/>
衛生委員会	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
危険・健康障害の防止措置 H30-8D		<input checked="" type="radio"/>
製造業等の元方事業者の講ずべき措置		<input checked="" type="radio"/>
定期自主検査		<input checked="" type="radio"/>
法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び 第2項の危険性又は有害性の調査等		<input checked="" type="radio"/>
新規化学物質の有害性の調査		<input checked="" type="radio"/>
就業制限		<input checked="" type="radio"/>
雇入れ時の安全衛生教育	<input type="radio"/>	
作業内容変更時の安全衛生教育	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
特別教育		<input checked="" type="radio"/>
職長教育		<input checked="" type="radio"/>
作業環境測定		<input checked="" type="radio"/>
一般健康診断・保健指導	<input type="radio"/>	
特殊健康診断 H30-8B		<input checked="" type="radio"/>
面接指導	<input type="radio"/>	
面接指導に係る労働時間の把握義務		<input checked="" type="radio"/>
心理的な負担の程度を把握するための検査等	<input type="radio"/>	
受動喫煙の防止		<input checked="" type="radio"/>
労働者死傷病報告 H30-8E	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1. 総括安全衛生管理者等の取扱い

労働者派遣法により、**派遣元及び派遣先の事業者の両方**に責任が課されている**総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者**及び**産業医**の選任並びに**衛生委員会**の設置に関しては、派遣元の事業場及び派遣先の事業場の両方で派遣労働者もその事業場の労働者とみなすこととなるため、選任規模の算定に当たっては、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の両方について、それぞれ派遣中の労働者を含めて、常時使用労働者数を算定しなければならない。

H27-9A H30-8A

2. 安全管理者等の取扱い

労働者派遣法により、**派遣先の事業者に責任**が課されている**安全管理者**及び**作業主任者**の選任並びに**安全委員会**の設置に関しては、派遣先に派遣されている労働者は、**派遣先の事業場の労働者とみなすこと**となるため、選任規模の算定に当たっては、派遣元の事業場については、派遣中の労働者を除いて、派遣先の事業場については、派遣労働者を含めて、それぞれ常時使用労働者数を算定することとなる。

3. 安全衛生教育の取扱い

派遣労働者については、次表のような取扱いとされている。

教育の種類	実施が義務付けられている事業者
雇入れ時の教育	派遣元の事業者 H26-10E H27-9B H30-8C
作業内容変更時の教育	派遣元及び派遣先の事業者
特別教育及び職長教育	派遣先の事業者 H27-9C

- 雇入れ時の教育は、労働者を雇い入れる事業者である派遣元の事業者が行わなければならない。
- 作業内容変更時の教育についても、原則として、労働契約関係の当事者である派遣元の事業者が行うべきものであるが、派遣先の事業者に実施義務を課した方が適当な場合（使用する機器を変更するなど作業内容の変更が派遣先で行われる場合等）もあるため、派遣元、派遣先の事業者の双方に実施義務が課せられている。
- 特別教育及び職長教育は、現場の設備状況等に合わせて行う必要があるため、派遣先の事業者が行わなければならない。

4. 派遣労働者に対する健康診断の実施

種類	実施が義務付けられている事業者
一般健康診断 (保健指導・面接指導含む)	派遣元の事業者 H27-9D
特殊健康診断	派遣先の事業者 H27-9D

・特殊健康診断の実施義務は、原則として「派遣先」の事業者に課せられているのであるが、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後、派遣期間が満了し、現在は派遣元において、又は他の派遣先に派遣されて有害業務以外の業務に従事している者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段の規定に基づく特殊健康診断（「特殊健康診断」のうち「有害業務従事後の健康診断」）は、「派遣元」の事業者に実施義務が課せられている。

なお、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後引き続き同一派遣先において有害業務以外の業務に従事している者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段の規定に基づく特殊健康診断の実施義務は、当該「派遣先」の事業者にある。

（労働者派遣法45条1項、3項、5項、同則40条1項）

問題チェック **H19-9A**

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業を行う者（派遣先事業者）は、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、当該派遣中の労働者を、それぞれ安全委員会若しくは衛生委員会の委員に指名し、又は安全衛生委員会の委員に指名することができる。

解答 ○

法17条～法19条、労働者派遣法45条1項、3項、8項

なお、設問の委員会の労働者側委員の指名に当たっては、派遣労働者も参画させる必要があり、また、派遣労働者を、労働者の過半数を代表する者に選任することもできる。

問題チェック **H19-9B**

派遣中の労働者に関しての総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務は、派遣先事業者のみに課せられており、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

解答 ✗

法10条、法12条、法12条の2、法13条、法18条、労働者派遣法45条1項、同令6条3項
設問の義務は、派遣先及び派遣元の事業者双方に課せられている。

Advice**【例】衛生管理者の場合**

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要があり、派遣先の事業場においても、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要がある。

問題チェック H19-9C

派遣中の労働者に関する安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は、派遣元の事業の事業者（派遣元事業者）のみに課せられているが、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣元の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

解答 X

法11条、法17条、労働者派遣法45条3項、同令6条4項

設問の義務は、派遣先の事業者にのみ課せられている。

Advice**【例】安全管理者の場合**

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を除いた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要があり、派遣先の事業場においては、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要がある。

④ 事業者等及び労働者の責務 (法3条、法4条)重要度
A

I 事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。R2-9D R4-選E

II 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。H26-8才 H29-8CD R2-9D

2024年度版

よくわかる社労士 合格テキスト2 労働安全衛生法

発行日 2023年10月12日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10792P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。